

北上市告示甲第64号

北上市新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料減免要綱（令和2年北上市告示甲第46号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(申請の<u>受理及び調査</u>)</p> <p>第3 [略]</p> <p>(減免額の算定)</p> <p>第5 介護保険料の減免額の算定方法は、次の各号に掲げる対象者に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例附則第8条第1項第2号に該当する者 申請者の保険料額に申請者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この号において「主たる生計維持者」という。）の減少することが見込まれる事業収入等（条例附則第8条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年（減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年の前年をいう。以下この号において同じ。）の所得額を乗じて得た額を主たる生計維持者の前年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる介護保険料の納期限ごとに</p>	<p>(申請の<u>審査</u>)</p> <p>第3 [略]</p> <p>(減免額の算定)</p> <p>第5 介護保険料の減免額の算定方法は、次の各号に掲げる対象者に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例附則第8条第1項第2号に該当する者 申請者の保険料額に申請者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この号において「主たる生計維持者」という。）の減少することが見込まれる事業収入等（条例附則第8条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年（減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年の前年をいう。以下この号において同じ。）の所得額を乗じて得た額を主たる生計維持者の前年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる介護保険料の納期限ごとに</p>

定める同表中欄の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合を乗じて得た額（この額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額。）。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、保険料額の全部

介護保険料の納期限	主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
[略]		
令和3年4月1日か ら令和4年3月31日 まで	[略]	

定める同表中欄の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合を乗じて得た額（この額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額。）。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、保険料額の全部

介護保険料の納期限	主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
[略]		
令和3年4月1日か ら令和5年3月31日 まで	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。